

令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）するめいか 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 5 年 1 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（１）設定の考え方

令和 3 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-12 に定められた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的漁獲可能量）を TAC とする。

（２）資源管理基本方針別紙 2-12 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ β ：するめいか秋季発生系群 0.4、するめいか冬季発生系群 0.45）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ 令和 4～6 管理年度の 3 年間は、令和 3 年（2021 年）の資源評価において示される令和 4 年（2022 年）の資源量に、上記の漁獲圧力を乗じたものの合計を生物学的漁獲可能量（水域全体）とする。
- ④ 生物学的漁獲可能量（水域全体）のうち、生物学的漁獲可能量（日本分）は 60 パーセントとする。

（３）令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
するめいか	79,200 トン

（参考 1）別紙 2-12 の資源管理の目標

するめいか秋季発生系群

(1) 目標管理基準値：329 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

- (2) 限界管理基準値：189 千トン（最大持続生産量の 75%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 禁漁水準値：30 千トン（最大持続生産量の 15%達成に必要な親魚量）

するめいか冬季発生系群

- (1) 目標管理基準値：234 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：132 千トン（最大持続生産量の 85%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 禁漁水準値：14 千トン（最大持続生産量の 15%達成に必要な親魚量）

（参考 2） するめいか T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R5 年 (案)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
するめいか	79,200	79,200	57,000	57,000	67,000

（参考 3） するめいかの漁獲実績

単位：トン

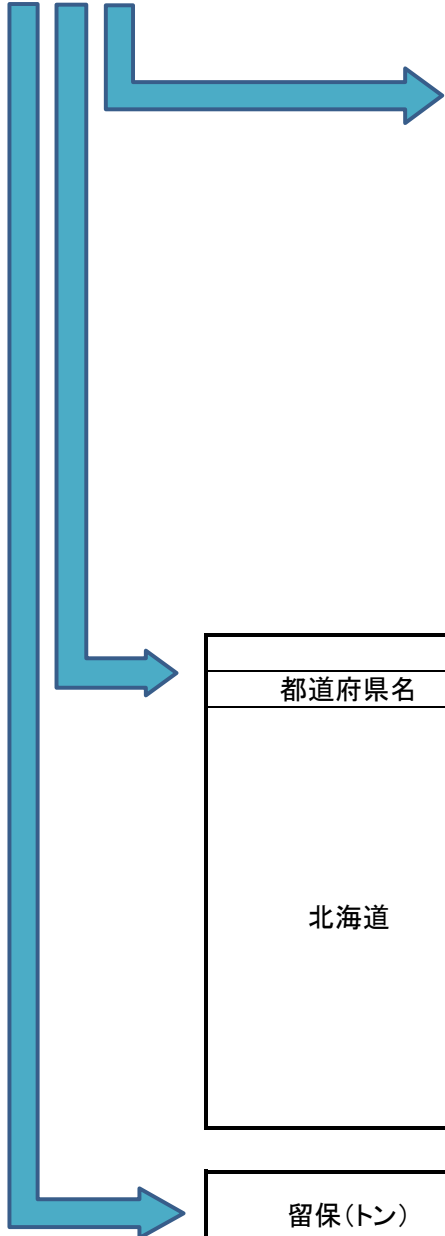
特定水産資源	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
するめいか	26,915	36,289	36,392	44,069	55,553

2 配分（案）

- （1） T A C のうち 1 万トン を 国の 留保 と する。
- （2） 過去 3 か年（平成 30 年から令和 2 年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （3） 配分量は別紙のとおり。

令和5管理年度するめいか漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
するめいか	79,200



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	13,300
大中型まき網漁業	3,800
大臣許可いか釣り漁業	14,500 (15,300)
小型するめいか釣り漁業	18,300

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	5,600	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。

留保(トン)	10,000 (9,200)
--------	-------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字